

新磯地区における災害時の活動及び避難行動の流れ

自主防災組織（災害時の活動）

【防災情報の発信】

- ◆ひばり放送、テレビ、FMがみ、防災メール、緊急連絡エリアメール、緊急連絡メール、ツイッター

災害発生（地震・風水害）

地震

風水害

自分や家族の身の安全を確保したうえで、自主防災組織として活動

単位自主防災隊（自治会区域内）

- ◆防災情報（地震）の把握
- ◆被害状況等の情報収集・伝達
- ◆初期消火活動
- ◆救出・救護活動
- ◆一時及び広域避難場所への避難誘導
- ◆災害時要援護者の避難支援 等

単位自主防災隊（自治会区域内）

- ◆防災情報（風水害等）の把握
- ◆住民への注意喚起（自主避難等）
- ◆災害時要援護者の避難支援
- ◆避難勧告等が発令された場合、避難場所（新磯公民館等）への避難誘導
- ◆被害状況等の情報収集・伝達 等

新磯地区災害対策本部の設置（新磯まちづくりセンター内）

新磯地区連合自主防災隊長・副隊長（4地区自治会連合会長）・防災専門員による自主参集

- ◆地区内の被災・被害状況の収集及び現地対策班（まちづくりセンター内）を通じて市へ報告
- ◆災害情報及び市内の被害状況の収集
- ◆地区内への周知（避難所開設等）
- ◆地区内への協力・応援要請
- ◆市への応援要請

情報共有

避難所運営協議会（新磯小学校・相磯中学校）※単位自主防災隊の避難所運営班で構成

- ◆避難所の開設・運営への協力
- 避難所の解錠・開設、避難所施設の状況確認、避難者誘導・受け入れ、避難者の居住場所と業務の割り振り等

地区住民（避難行動）

【避難情報の発信】

- ◆避難準備情報
- ◆避難勧告
- ◆避難指示
- ※発令がなくても早めに自主避難

地震

風水害

自宅

自宅

【一時避難場所】

地震に伴う火災等の災害が近隣に発生した場合、地区住民が一時的に避難し、災害の推移を見守るための空き地、小公園、学校等の場所（各自治会が指定）

【広域避難場所】

地震発災時において、同時多発の火災が延焼拡大した場合、その地域内の住民が火煙やふく射熱におかされることなく生命、身体を安全に確保できる場所

- ◆新磯地区 旧県立新磯高校
- ◆在日米陸軍キャンプ陸軍ゴルフコース

【避難所】

地震や土砂災害等で家が倒壊、焼失した被災者等に救援措置を行うための施設で小・中学校等を指定（新磯小学校・相磯中学校）

【救護所】

災害時に応急手当を中心とした医療救護活動を行う場所（新磯小学校）

【安全な観せき・知人宅や自治会館等】

【風水害時避難場所】

洪水や土砂災害が発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所

- ◆新磯地区 新磯公民館（土砂災害）
- ◆新磯小学校・相磯中学校（洪水）

【屋内安全確保】

家の中の安全な場所にとどまること

避難情報の発令

災害の危険が迫って避難が必要になった場合に、ひばり放送等で3つの情報が発令されます。各種防災情報の入手につとめ、それぞれの情報に応じた避難行動をとります。

人的被害の発生する危険性が高まった状況

- ◆避難するのに時間がかかる高齢者等の災害時要援護者やその支援者は避難を始めます。
- ◆通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常持出品の用意等、避難の準備を始めます。

人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況

- ◆発令された地域の住民は指定された避難場所に避難を始めます。

人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況、あるいは既に人的被害が発生した状況

- ◆避難中の住民は直ちに避難を完了。
- ◆まだ避難していない住民は直ちに避難します。万一避難する余裕がなければ、命を守る最低限の行動をとります。